入院時食事療養について

令和７年４月１日

当院では入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を、適時（夕食については午後６時以降）、適温で提供しています。

なお、入院中の食事についてご負担いただく金額は令和７年４月１日以降、下記のとおりです。

【１食あたりの標準負担額】

①	一般の方	５１０円
②	住民税非課税世帯の方	２４０円
③	②の方で過去１年間の入院日数が90日を超えている場合	１９０円
④	②の方で所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者	１１０円

「マイナンバーカード」「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」等をお持ちの方はご提示ください。

なお、食事療養費に要した自己負担額は高額療養費制度の対象にはなりません。

医療法人社団 拓美会 玉越病院